

外貨普通預金規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)と外貨普通預金にかかる取引を行う場合は、この規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第 1 条(外貨普通預金)

1. この預金の外貨の種類・取引金額等については、当社が別途定めるものとします。
2. この預金の取引は、お客さまが本規定を承諾のうえ当社が認めた場合に行えるものとします。
3. 満 18 歳未満のお客さまはこの預金の取引を行うことはできません。
4. お客さまが当社に対して外貨普通預金契約の申し込みを行い、当社において、所定の手続を完了させこれを了承した時点で、お客さまと当社の間で本規定に基づく外貨普通預金契約が成立するものとします。この場合、当社所定の全ての種類の外貨について外貨普通預金契約がそれぞれ成立します。

第 2 条(外国為替相場)

1. 外貨の買付を伴うこの預金への預入れまたは外貨の売却を伴うこの預金の払戻し(以下「外国為替取引」といいます。)に適用する外国為替相場は当社所定の相場(以下「提示レート」といいます。)とし、当社は、当社所定の時間帯(以下「リアルタイム注文受付時間帯」といいます。)にこれを更新します。リアルタイム注文受付時間帯以外においては、外国為替取引の注文を行うことはできませんが、当該取引を約定させることはできません。
2. 提示レートは、外貨の買付時に適用するレートと外貨の売却時に適用するレートとし、その双方を当社 WEB サイト上に表示します。
3. 提示レートには当社所定の為替コストを含みます。
4. お客さまは外国為替取引の約定後は取引内容の変更または取消はできません。
5. 前項にかかわらず、当社は、当社がやむを得ないものと認める場合に限り、取引内容の変更または取引の取消に応じることができます。
6. 当社は、システムの保守等によりやむを得ないと当社が認めるときは、お客さまの発注済みの未約定の注文を取消することができるものとします。この場合、当社は、お客さまに可能な限り事前に通知をするものとします。
7. 当社は、外国為替取引その他当社が提供するサービスにおいて提示レートその他の事項の表示に誤りが生じた場合(当社の提示レートが外国為替市場の実勢レートと大幅に乖離している等明白な誤りと合理的に判断できる場合を含みます。)、当該誤りを訂正することができるものとし、また、誤って表示された提示レートその他の事項に基づく注文もしくは取引(以下「注文等」といいます。)の執行または約定がなされた場合に、当該注文等の取消または約定内容の修正を行うことができるものとします。
8. 当社は、前項の約定内容の修正をする場合には、当該注文等の時において正常に表示されていたとした場合の提示レートその他の事項に修正するように努めるものとします。なお、外国為替取引その他当社が提供するサービスにおいて、誤って表示された提示レートその他の事項に基づく注文等の執行または約定がなされた後、引き続いてかかる注文等の執行または約定を前提とした他の注文等の執行または約定がなされた場合においても、当社は当該他の注文等の取消または約定内容の修正を行うことができるものとします。

第 3 条(預入れ)

1. お客さまは、当社におけるお客さま名義の他の預金口座からの振替(外国為替取引を伴う振

替を含みます。)により、この預金への預入れをすることができます。

2. この預金口座のうち代表口座外貨普通預金には、被仕向電信送金による振込に関する当社所定のサービス(以下「外貨送金受取サービス」といいます。)を利用した振込または当社の「外貨即時決済サービス」(以下「外貨即時決済サービス」といいます。)を利用して預入れることができます。
3. この預金口座には、現金、銀行小切手、トラベラーズチェックによる預入れはできません。
4. 各国政策、金融情勢、その他諸般の状況の急激な変化等により、預入れいただけない場合があります。

第3条の2(外貨送金受取サービス)

1. 当社は、外貨送金受取サービスにより、この預金口座のうち代表口座外貨普通預金に、外貨による振込(外国からの送金による振込を含みます。)を受け入れます。
2. 代表口座外貨普通預金への振込について、振込通知または支払指図の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。
3. 外貨送金受取サービスのご利用にあたっては、当社所定の手数料等をいただきます。
4. 外貨送金受取サービスのご利用にあたり、当社からお客さまに対し、外貨による振込に係る資金の使途及び送金の目的等について、電話等による照会及び資料提出の依頼(一旦回答を得た後の追加照会及び資料提出依頼を含み、以下「照会等」といいます。)を行うことがあります。お客さまが、当社が定める期限までに当該照会等に対する回答や資料提出を行わない場合、または回答内容や提出された資料その他の事情を考慮して当社が入金を不適当と判断した場合(マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある取引またはかかるおそれを懸念させる不適切な取引(ギャンブル、児童ポルノ等の違法もしくは規制対象となる取引に関連する取引、暗号資産(仮想通貨)への投資等に関連する取引、経済制裁国・地域との取引やこれに関連する取引を含みますが、これに限りません。)に利用されるまたは利用されるおそれがあると当社が合理的に認めたときを含みます。)は、当社は、当該照会等に係る振込による代表口座外貨普通預金への入金を行わず、当該振込の依頼人に対し資金を返却することがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
5. 前項に基づき入金を行わない回数が2回に達した場合、送金の受取後、事後的に実施するモニタリングにおいて、当社からの照会等に対し当社が定める期限までに回答もしくは資料提出を行わない場合もしくは回答もしくは提出資料の内容が照会等に対して著しく不適当である場合、または取引を継続すべきでないと当社が判断する合理的な理由がある場合は、当社は、お客さまに対する外貨送金受取サービスのお取り扱いを停止します。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
6. 第1項から前項までの規定は、法人のお客さまには適用しません。

第4条(払戻し)

1. お客さまは、お客さま名義の他の預金口座への振替(外国為替取引を伴う振替を含みます。)によりこの預金を払戻すことができます。
2. この預金口座のうち代表口座外貨普通預金は、仕向電信送金による振込または外貨即時決済サービスを利用して払戻すことができます。
3. 現金、銀行小切手またはトラベラーズチェックによる払戻しはできません。
4. この預金口座から各種料金等の口座振替をするときは、あらかじめ別に定める口座振替規定により手続きをしてください。代表口座外貨普通預金以外はこれを取扱いません。

第 5 条(利息)

1. この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1補助通貨単位として、次項の利率によって計算のうえ、毎月の当社所定の日に、この預金に組入れます。なお、利息を計算する場合、1 年を 365 日とする日割計算とし、補助通貨未満は切捨てます。
2. この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高の範囲(以下「基準残高区分」といいます。)を別途定め、当社 WEB サイト上に、基準残高区分ごとに利率を表示します。適用する利率は、毎日の最終残高が属する基準残高区分に表示する当該日の利率とします。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、当社が定める日から新利率を適用します。

第 6 条(外国為替取引)

当社は、この預金における外国為替取引については、当社所定の方法に従い、第 7 条で定めるリアルタイム注文、第 8 条で定めるウィークエンド注文または第 9 条で定める指値注文のいずれかの注文方法により取扱います。

第 7 条(リアルタイム注文)

1. 当社は、リアルタイム注文受付時間帯に、外国為替取引の注文(以下「リアルタイム注文」といいます。)を受付けます。
2. 次の各号に該当する場合は、リアルタイム注文を受付けません。なお、詳細は、当社 WEB サイト上に掲示します。
 - (1) お客様の指定する注文内容をもとに当社所定の方法により計算した出金相当額(以下「出金相当額」といいます。)が、お客様の指定する出金口座(以下「出金口座」といいます。)の出金可能額をこえる場合
 - (2) その他当社が別途定める場合
3. リアルタイム注文に適用する外国為替相場は、注文受付時点で当社が提示する提示レートとし、注文受付完了後すみやかに約定処理を行います。

第 8 条(ウィークエンド注文)

1. 当社は、リアルタイム注文受付時間帯以外の時間帯においても、外国為替取引の注文(以下「ウィークエンド注文」といいます。)を受付けます。
2. 次の各号に該当する場合は、ウィークエンド注文を受付けません。なお、詳細は、当社 WEB サイト上に掲示します。
 - (1) 出金相当額が出金口座の出金可能額をこえる場合
 - (2) その他当社が別途定める場合
3. 当社は、ウィークエンド注文を受付けた場合、出金相当額について、第 4 項の定めに従い、約定処理が行われるときまで、出金口座からの出金を制限します。
4. ウィークエンド注文に適用する外国為替相場は、ウィークエンド注文の受付後、提示レートの更新を再開する日に当社が最初に提示する提示レートとし、提示後、当社はすみやかに当該注文の約定処理を行います。
5. 前項にかかわらず、お客様の指定する注文金額および前項で定める提示レートにもとづき計算した金額が、第 2 項で定める出金相当額をこえる場合、当該注文はなかったものとします。これによりお客様に損害が生じても、当社は責任を負いません。
6. ウィークエンド注文は、当該注文に係る外国為替取引が約定するまでは、当社所定の方法により手続きすることにより取消ができます。

第 9 条(指値注文)

1. 当社は、いつでも、当社所定の条件で、お客さまの指定するレート(以下「指値」といいます)による注文(以下「指値注文」といいます。)を受付けます。
2. 次の各号に該当する場合は、指値注文を受付けません。なお、詳細は、当社 WEB サイト上に掲示します。
 - (1) お客さまの指定する指値が、当社所定の指定範囲をこえる場合
 - (2) 出金相当額が出金口座の出金可能額をこえる場合
 - (3) その他当社が別途定める場合
3. 指値注文の有効期間は、当社が別途定める範囲内で、お客さまが指定するものとします。有効期間内に指値注文で指定した約定条件(以下「約定条件」といいます。)を充足しなかった場合は、当該注文はなかったものとします。
4. 当社は、指値注文を受付けた場合、出金相当額について、当該注文の有効期間満了時までもしくは第 5 項で定める約定条件を充足するまで、出金口座からの出金を制限します。
5. 注文内容に応じた条件に達した場合、約定条件を充足したものとします。
6. 前項にかかわらず、お客さまの指定する注文金額および約定条件充足時の提示レートにもとづき計算した金額が、第 2 項で定める出金相当額を超える場合、この注文はなかったものとします。これによりお客さまに損害が生じて、当社は責任を負いません。
7. 第 5 項により約定条件を充足した場合(第 6 項に該当する場合を除きます。)、当社はすみやかに当該注文の約定処理を行います。適用する外国為替相場は、約定条件充足時の提示レートとします。
8. 指値注文は、当該注文に係る外国為替取引が約定するまでは、当社所定の方法により手続きすることにより取消および訂正ができます。

第 10 条(睡眠預金)

この預金、外貨定期預金、円普通預金、円定期預金及び SBI ハイブリッドTM 預金等お客さまが当社に対して有する預金口座のいずれにおいても最終異動日等から 10 年以上経過している場合は、この預金口座を、当社における任意のレートにて円貨換金のうえ代表口座円普通預金に振替える場合があります。なお、「最終異動日等」とは、当該預金に係る規定に定めがある場合は当該規定における「最終異動日等」を、定めがない場合は円定期預金規定 6 条 2 項に定める最終異動日等をいいます。

第 11 条(保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)

1. この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當します。
 - (3) 第(1)号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期

間を相殺通知が当社に到達した日までとし、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。

4. 相殺する場合の外国為替相場については、当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 12 条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第 13 条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客様の一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本規定に基づくお客様と当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上